



※オセロは登録商標です。

働きすぎによる健康障害、賃金不払残業の
解消のために労使で話し合しましょう。

11月は「過重労働・賃金不払 残業解消キャンペーン月間」

都道府県労働局 全国一斉無料相談ダイヤル ～過重労働と賃金不払残業の解消のために～

11月23日(金) 勤労感謝の日 9時00分～17時00分  **0120-897-283**

はやくなくそう 不払残業

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署